

令和6年度 テレビによる長野地域の果物情報発信業務 委託仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県長野地域振興局長（以下「委託者」という。）が行う、令和6年度テレビによる長野地域の果物情報発信業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 目的

県果樹産出額の約4割を占め、県内最大の果樹産地である長野地域産の果物や産地の魅力を県内のテレビ番組で発信することにより、長野地域産果物の認知度向上と新たなファンづくりを推進するとともに、果物を通じた地域振興を図ることを目的とする。

2 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

3 委託期間

委託契約の締結日から令和7年1月31日までとする。

4 主なターゲット

子育て世代、ファミリー層

（番組の視聴により、家庭内で果物が話題にあがることや、購入意欲が向上することをねらう）

5 委託業務の内容

- (1) テレビ番組における果物特集の制作・放送

制作・放送する番組については、以下の表のとおりとする。

特集する果物	もも	ぶどう	りんご
放送時期	令和6年8月	令和6年9～10月	令和6年10～11月
放送回数及び時間	1回（5分以上）	1回（5分以上）	1回（5分以上）
放送主旨	長野地域産果物（「もも」「ぶどう」「りんご」の3品目）について、それぞれ旬の時期にテレビ番組内で取り上げて、今が旬であることをはじめ、生産者の思いや、多様な品種や栽培のルーツ等を紹介することで、長野地域の果物の魅力を県民へ発信して、認知度向上及び消費拡大につなげる。		
構成・内容	受託者の提案を基に、委託者が決定する。受託者は、契約期間中、各特集の放送に先立って委託者と打合せを行い、打合せ後、直ちに制作作業に着手できる体制を構築すること。		

補足事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者は、本業務を進める過程において、委託者と十分協議の上、作業を進めること。 ・番組には、長野地域内においてその果物の生産現場を取材した様子を含めること。 ・各果物につき少なくとも1つは、長野県内で生まれた品種を紹介すること。 ・各果物について視聴者プレゼントを実施すること。なお、プレゼントは果物又はその加工品等とすること（その果物と関連性のないものは不可）。 ・放送時間は、昼間や夕方などできる限り視聴者の多い時間帯とすること（例えば視聴者が限られる早朝や深夜等は不可）。 ・少なくとも、長野県全域で視聴できるよう放送すること。
------	---

6 打合せ等

事業実施期間中の打合せは随時行うが、その他で打合せをする必要が生じた場合、受託者は長野地域振興局長野農業農村支援センターの求めに随時適切に対応するものとする。

7 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、下記8に記載する完了報告書とともに提出する。

- (1) 制作した映像を保存した電子媒体（CD-R等） 1部
- (2) 視聴者プレゼントの内容及び応募人数等に係るレポート

8 業務等の報告

- (1) 完了報告

受託者は、委託業務が完了した場合には委託業務完了報告書を委託者に書面により提出する。

9 情報等の取扱い

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護に十分に注意し、流出、損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は撮影に先立ち、撮影者に映像掲載等の了解を得ること。

10 その他

- (1) 本業務を遂行するための一切の経費は、すべて契約金額に含めるものとする。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (3) 受託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (5) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。
- (6) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。
- (7) 本業務における成果物の所有権や著作権は、すべて受託者に帰属する。ただし、業務終了後、委託者からの成果品の全部又は一部を求めた場合は、無償提供するものとする。